

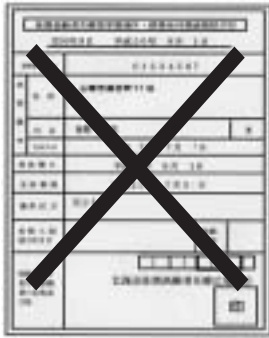
# 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)をお渡しします

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した際の医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在ご使用いただいています減額認定証は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用が出来なくなります。7月中に新しい減額認定証をお送りしますので、8月1日からはそちらをご使用ください。

なお、新しい減額認定証は、用紙の色が緑色から橙色に変わります。また、今まで使っていた減額認定証は、8月以降は使えませんが、廃棄してください。

今まで使っていた減額認定証(緑色)



新しい減額認定証(橙色)



住民税非課税世帯の区分・区分の適用	
区分	・世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
区分	・世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます
	・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
	・老齢福祉年金を受給されている方

## 減額認定証に関わる医療機関でのお支払いについて

### 高額療養費

1カ月の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。

医療機関でお支払いいただく自己負担限度額は、次のとおりです。

区分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	8,000円	区分 24,600円
区分		15,000円

### 75歳到達月の負担が調整されます

- ・月の途中に、75歳の誕生日で加入する方は、自己負担限度額が通常月の2分の1に調整されます。
- ・1日生まれの方は、影響がないため対象となりません。
- ・一定の障がいがあることにより75歳以前から、すでに長寿医療制度に加入している方も対象となりません。

現役並み所得者の外来+入院の1%とは、「医療費総額 - 267,000円の1%」です。また、( )内の金額は、多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

### 入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの標準負担額を支払います。

区分	食事療養標準負担額 (療養病床以外に入院された方)		生活療養標準負担額 (療養病床に入院された方)	
	食事代	食事代	食事代	居住費
現役並み所得者・一般	1食につき 260円	1食につき 460円		
住民税非課税世帯	区分 90日までの入院	1食につき 210円	1食につき 210円	1日につき 320円
	区分 過去12か月で90日を超える入院	1食につき 160円		
区分	年金受給額が80万円以下の方	1食につき 100円	1食につき 130円	0円
	老齢福祉年金を受給している方		1食につき 100円	

一部の医療機関では420円です。

減額認定証の適用区分が区分で、「長期入院該当年月日」欄に日付が記入されていない方は、過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、申請により長期入院該当となり、食事代が軽減される場合があります。領収書等で入院日数が判断できるものをご用意いただき、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。



問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601  
洞爺湖町役場住民課国保医療係  
☎0142-74-3002